

情報化社会に対応し、国税関係帳簿書類の保存に係る負担軽減が目的

1. 創設の経緯

(1) 電子帳簿保存法

高度情報化・ペーパーレス化が進展する中で、会計処理の分野でもコンピュータを使用した帳簿書類の作成が普及し企業等から、帳簿書類の電磁的記録（いわゆる電子データ）及びマイクロフィルムによる保存の容認について、強い要望が寄せられていました。

そして平成 10 年度税制改正により、適正公平な課税を確保しつつ納税者等の帳簿保存に係る負担軽減を図る等の観点から、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」が創設されました。

(2) 国税関係書類のスキャナ保存制度

法令により義務付けられている紙での保存が、企業等の経営活動や業務運営の効率化の阻害要因となっており、企業等から政府に対して早期に電子保存が可能となるよう数度にわたり強い要望がなされました。

この結果、企業等の文書保存に係る負担の軽減を図るため、紙での保存を義務付けている多数の法令について、統一的な方針の下に電子保存を容認する措置を講ずることとされ、関係法律案「e-文書整備法」が平成 16 年 12 月 1 日に公布されました。

これにより現在は、適正公平な課税を確保するため、特に重要な文書である決算関係書類や帳簿、一部の契約書・領収書を除き、原則的に全ての書類を対象に、真実性・可視性を確保できる要件の下で、スキャナ保存（スキャナを利用して作成された電磁的記録による保存をいいます。）を認めることとされています。

(3) まとめ

決算関係書類や帳簿については7年間（注）の保存が義務付けられおり、紙以外の媒体による保存を想定していなかったため、今までは、紙で保存されていました。しかし、上記（1）及び（2）における法律の創設により、決算関係書類や帳簿について電磁的記録（いわゆる電子データ）及びマイクロフィルム並びにスキャナ保存が可能になりました。

（注）会社法上では、10年間

○ 国税庁お知らせ

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sonota/01.pdf>

○ 帳簿書類の形態別保存の可否一覧

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaisaku/joho-zeikaisaku/dennshichobo/jirei/ans/pdf/A1_01.pdf